

一般社団法人富山県薬業連合会 定款

一般社団法人富山県薬業連合会

一般社団法人 富山県薬業連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県薬業連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山市千歳町1丁目4番1号に置く。

(目的)

第3条 本会は、社員の有機的連携により、富山県薬業の発達に必要な事項について調査研究し、業界の公正な意見を取りまとめ、その実現に努力するとともに、社員相互の啓発と共通の利益増進を図り、もって本県薬業の健全なる発達及び県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の交換並びに関係方面への具申及び答申に関する事業
- (2) 医薬品の品質、安全性及び有効性の確保、研究開発の推進、販路拡大に関する事業
- (3) 医薬品配置販売業者の販路の拡張、薬業道義の高揚及び配置員の知識増進、品位向上に関する事業
- (4) 医薬品配置販売業の許可、配置員の身分証明書等に関する事業
- (5) 富山県薬業連合会研修センターの運営と管理に関する事業
- (6) 富山県薬業会館の運営と管理に関する事業
- (7) 中央及び地域業者団体との連絡協調に関する事業
- (8) 業界の振興と社員の福利増進に関する事業
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

2. 前項の事業は、富山県で実施するとともに必要に応じて県外又は国外でも実施するものとする。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本会は、富山県内に住所（法人の場合にあっては、所在地）又は営業拠点（工場や営業所等）を有し、本会の目的に賛同する次の各号に掲げる者（次条の規定によりこの法人の会員となった者）で構成する。

(1) 医薬品製造業及び医薬品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造業、医薬品卸販売業を営む業者又はそれらをもって組織する団体及びこれに関係ある団体。

(2) 医薬品配置販売業者及び配置販売従事者をもって組織する団体。

(3) 前号以外の医薬品の製造、販売、交易に関する事業を営む業者。

2. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に加入しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定めるところによる会費を納めなければならない。

(退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を事業年度末の90日前までに提出することにより、事業年度の終わりにおいて退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合においては、その社員に対し、当該議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 当該社員が死亡、廃業し、又は解散したとき。

(3) 第5条に定める社員の要件を満たさなくなったとき。

(4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(届出)

第11条 社員は次に掲げる事項に変更を生じたときは、直ちに本会に届け出なければならない。

(1) 名称、業務を執行する役員又は事業を行う場所

(2) 解散、合併、又は廃業したとき

第3章　社員総会

(社員総会)

第12条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2. 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合、臨時に開催することができる。

(附議事項)

第13条　社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3. 社員総会の招集は、開催の7日前までに会議の目的及び内容、日時、場所を各社員に発して行う。ただし、緊急を要する場合は、目的及び内容の通知を省略し、招集を社員総会開催の3日前までに短縮することができる。

(議長)

第15条　社員総会の議長は、会長又は会長が指名した理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条　社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は、社員総会の決議に社員として議決に加わることはできない。

3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 社員は、第14条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その者は、出席したものとみなす。

- 2. 前項の場合において、1人の代理人が代理し得る社員は、4人以内とする。
- 3. 第1項の代理人は、社員であることを要する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
 - (2) 監事 10名以内
- 2. 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
 - 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員である法人若しくは団体の代表者又は法人若しくは団体に所属する個人から選任する。

- 2. 会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、会務一切を総理し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3. 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4. 副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事

は、会長及び副会長、専務理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、辞任し、又は任期が満了した後においても、第20条に定める定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 理事および監事には、費用を弁償することができる。

(顧問等)

第27条 本会に顧問、常任相談役及び相談役を置くことができる。

2. 顧問、常任相談役及び相談役は、薬業に関し学識経験のある者の中から理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(事務局)

第28条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び事務処理については、別に定める。
3. 職員の任免は、会長が行う。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所及び社員総会に附議すべき事項
- (2) 規程及び規則等の制定、変更及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長及び副会長、専務理事、常務理事の選定並びにこれらの解任

(招集)

第31条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2. 理事会の招集は、会議の目的たる事項及び内容並びに日時、場所等を記載した書面をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、他の方法をもってこれに代えることができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(正副会長会)

第35条 本会は、理事である会長及び副会長を構成員とする正副会長会を置く。

- 2. 正副会長会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3. 正副会長会の審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提案すべき事項
 - (2) その他、緊急かつ重要課題に関する事項

第6章 会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日まで

に、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にもかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、その成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

2. 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の会長は森 政雄とする。

昭和 27 年 6 月 25 日 創立総会
昭和 27 年 8 月 1 日 設立許可
昭和 27 年 8 月 13 日 登記
昭和 29 年 7 月 13 日 定款の一部変更認可
昭和 43 年 6 月 15 日 定款の一部変更認可申請（第 17 条 役員の定数）
昭和 43 年 6 月 22 日 定款の一部変更認可（役員の定数）
昭和 46 年 10 月 18 日 住所変更登記
昭和 47 年 6 月 14 日 定款の一部変更認可申請（第 17 条）
昭和 47 年 6 月 30 日 定款の一部変更認可
昭和 49 年 6 月 18 日 定款の一部変更認可申請（第 17 条・第 27 条・第 46 条）
昭和 49 年 6 月 19 日 定款の一部変更認可
昭和 50 年 5 月 29 日 定款の一部変更認可申請（第 17 条）
昭和 50 年 6 月 3 日 定款の一部変更認可
昭和 61 年 6 月 5 日 定款の一部変更認可申請（第 17 条・第 26 条・第 27 条）
昭和 61 年 6 月 17 日 定款の一部変更認可
平成 5 年 3 月 22 日 定款の一部変更（第 6 条・第 27 条）
平成 8 年 7 月 25 日 定款変更認可申請
平成 8 年 8 月 22 日 定款変更認可
平成 10 年 7 月 31 日 定款変更認可申請（第 12 条）
平成 10 年 8 月 18 日 定款変更認可
平成 16 年 6 月 8 日 定款変更認可申請（第 12 条）
平成 16 年 6 月 17 日 定款変更認可
平成 19 年 4 月 10 日 定款変更認可申請（第 5 条）
平成 19 年 4 月 17 日 定款変更認可
平成 19 年 5 月 11 日 定款変更登記
平成 20 年 5 月 27 日 定款変更認可申請（第 5 条）
平成 20 年 6 月 13 日 定款変更認可
平成 20 年 6 月 23 日 定款変更登記
平成 22 年 6 月 1 日 定款変更認可申請（第 6 条）
平成 22 年 6 月 15 日 定款変更認可

平成 22 年 7 月 7 日 定款変更登記

平成 24 年 11 月 16 日 一般社団への移行認可申請

平成 25 年 3 月 19 日 移行認可

平成 25 年 4 月 1 日 移行登記